

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

“インボイス”取引事業者さんの「登録」を確認しましょう

「適格請求書保存方式」インボイス制度 取引事業者さん、免税事業者さんは特に大事！
インボイスについて理解できていますか？ 登録できていますか？

○インボイス制度

インボイス制度は、正式名称「適格請求書保存方式」といい、2023年10月1日からスタートします。

制度導入の背景には消費税率が2019年10月に2種類（標準税率10%、軽減税率8%）になり、正しい納税額を算出するためだけでなく、免税事業者は消費税を受け取っても納税する必要がなく、その分利益に なってしまっている点を改善するために導入されます。

具体的には、請求書にインボイスの登録番号、適用税率および消費税額等の記載が追加された適格請求書（インボイス）の保存が必要になります。適格請求書を受け取っても保存していなければ仕入税額控除の適用を受けることができないというわけです。

また、インボイス発行事業者の登録をしていない事業者からの仕入れについては「仕入税額控除」ができなくなり、登録を行っていない事業者から消費税を含めた請求書を受け取り、支払いをしても、その消費税分の控除ができないということになります。

○経過措置

2023年10月にスタートしたらすぐに仕入税額控除が適用されなくなると市場に混乱が生じるため、経過措置が設けられています。

以下の期間ごと段階的に免税事業者からの仕入れについて一定割合の控除が適用されます。

2023年10月1日～2026年9月30日80%控除
2026年10月1日～2029年9月30日50%控除
2029年9月30日で6年間の経過措置が終了します。

○インボイス発行事業者登録

「インボイス発行事業者」とは、消費税を納める義務のある課税事業者で、さらに税務署の事業者登録を受ける必要があります。

売上や給与支払額が1,000万円以下などの場合、消費税免税事業者となりますが、インボイス発行事業者の登録を行えば、必然的に課税事業者になり、消費税が課税されます。売り手側にとっては、これまで免除されてきた消費税を納税しなくてはならなくなりますが、買い手側が登録していない業者と取引を行わないとなれば登録せざるを得ないのではないのでしょうか。

○事業者登録は、原則2023年3月31日まで

現在、法人の登録率は71.6%まで上がっていますが、個人事業主の登録率は19%にとどまっています。課税事業者でも未登録の場合、税務署から連絡が入っているようです。

○取引先のインボイス登録番号を確認

個人事業など小規模の収集運搬業者や有価物買取などの取引先の登録番号は確認されていますか。特に有価物の買取となると、様々な業者が出入りされると思います。それぞれの業者から、インボイスを発行してもらわないと支払った消費税が経費になりません。一大事です。早めに登録の確認をしましょう。

○登録の有無は、ネットにも公表

取引事業者のインボイス登録状況は国税庁ホームページで確認することができます。⇒

